4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震の津波による破堤等のために、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、名取川流域の自治体の長等からなる名取川河川改修促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮城県名取市役所

○国土交通省告示第四百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大滝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県不破郡垂井町大字大滝
字西ノ山　八八六番二　一号から三号まで
八八八番　四号及び五号
八八四番　六号
八三三番一　十四号
八三〇番一　十五号
一番一　十六号
一番二　十七号
三番二　十八号
二番一　十九号
二番四　二十号
一〇番　二十一号
一九番
岐阜県不破郡垂井町大字新井
字中尾　九〇四番　七号
八七八番一　八号
八七三番　九号及び十号
八五九番　十一号
八六〇番　十二号
八五六番一　十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

菩提田谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県不破郡関ヶ原町大字大高字熊ケ谷一一七八番九〇地内四等三角点熊ケ谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から九九度三五分〇七秒　一号
八八四・〇〇三メートルの地点
標柱一号から二五一度一三分四〇秒　二号
二八・九〇六メートルの地点
標柱二号から一八七度五二分一三秒　三号
四七・九五八メートルの地点
標柱三号から二七〇度二一分五三秒　四号
九七・四〇八メートルの地点
標柱四号から三三度五八分五七秒　五号
一一四・七五四メートルの地点
標柱五号から三四度三四分四四秒　六号
七・五八〇メートルの地点
標柱六号から一一五度二二分四九秒　七号
二九・一七五メートルの地点
標柱七号から一〇八度五三分〇四秒　八号
七二・二六一メートルの地点
標柱八号から七八度五二分一六秒　九号
三二・〇二三メートルの地点
標柱九号から一七度三四分二二秒　十号
二二・三〇一メートルの地点
標柱十号から一三一度五五分〇九秒　十一号
三二・四三〇メートルの地点
標柱十一号から八四度三八分三二秒　十二号
三九・六二五メートルの地点

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

亀野谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を昭和二十四年建設省告示第二百六十四号で指定した大洞谷に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第二百六十四号で指定した土地の区域は除く。）

岐阜県関市大字下之保
字諏訪前　二六三三番四地先道路敷　一号
二六三三番一　二号
二六三三番三　三号から六号まで
二六一三番二　七号
二六一三番一　八号
二六一〇番　九号
二六〇八番　十号
二六〇六番一　十一号及び十二号
字大洞
二六〇五番二　十三号
二六〇五番一　十四号及び十七号
二六〇二番二　十五号
二六〇三番三　十六号
二六〇一番一　十八号
二五九九番一　十九号
二五八五番　二十号
二五八一番一　二十一号及び二十二号
二五七八番二　二十三号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高垣洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県郡上市八幡町大字小野
字西山　一〇七九番三　一号及び二号
一〇七八番二　三号
一〇七九番二　四号及び五号
一〇七九番一　六号から八号まで

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福崎谷一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県中津川市加子母
字西桑原　三八八八番二九八　一号
三八八八番二九九　二号
三八八六番三七　七号
三八八六番八　八号
三八八八番二八九　十五号
三八八八番二九三　十六号及び十七号
字福崎　三八八五番七　三号
三八八五番六　四号
三八八五番四　五号
三八八五番四〇　六号
三八八五番八　九号
三八八五番二五　十号から十四号まで

○国土交通省告示第四百十四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

SGSジャパン株式会社　神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番地

二　変更する年月日

平成二十八年二月二十二日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

東京事務所　閉鎖

横浜事務所　神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番地